

## 相談事例 (56)

# 「未成年者契約トラブル」と「成年年齢引き下げ」

民法の一部が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。未成年者契約トラブルで取消したいという相談を受けたとき、契約取消通知を発信して相談窓口で交渉すれば、当然ですが民法第4条は強硬規定なので取消しとなりました。

改正後は未成年は18歳未満となり、高校生でも生年月日によって取消しができなくなりました。相談事例と今後の相談対応での留意点についてまとめてみました。

### 相談事例 1

高校生の娘がスマホネット通販で定期購入のダイエットサプリを申し込んだ。私(母親)は知らなかったが、代金引換で娘宛での荷物が届き、うっかり払ってしまった。解約したいがどうすればいいか。娘は「定期購入とは知らなかった、2回目以降解約したい」と言っている。箱はまだ開けていない。解約できるだろうか。

商品価格は初回990円、2回目以降4,300円、単品価格4,800円である。

### 処理概要

事業者のホームページを確認したところ、申し込むには利用者登録と生年月日などの記入が必要であり、相談者は生年月日を正しく記入していました。また、利用規約には、未成年者の場合は親権者の承諾を得るようにとの記載がありました。本人にいきさつを聞いたところ、「お試し1回のみでの契約のつもりで定期購入とは知らなかった。母親には、契約したことを話してなかったが母親が払ってしまった」とのことでした。

事業者に相談者の希望を伝えたところ、親の承諾得たものと考えられる。定期購入との記載があるので応じられないが、今回は特例として定期購入契約は解約し、単品通常価格での契約とする。差額の支払いと商品を返品する、ようにとの回答でした。

しかし、「電子商取引及び情報商材より引き等に関する準則」(経済産業省)には、利用規約の一部に「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」という記載があるのみの場合は取消しできると解される、と書かれていると伝えた。その結果、2回目以降は解約に応じる。2回目の代金は返金するが商品返品送料は負担してほしい、とのことで相談者もこの内容で納得しました。

### 相談事例 2

19歳学生。インターネットで見つけたもうかるサイドビジネスコンサルティングの説明会に行き契約し、入会金と受講料代金20万円を学生ローンで借りて支払った。学生ローン申込書には、保証人欄に親の名前を勝手に書いた。

実際に講座に参加してみたが役に立つとは思えなかったし、友人を誘うよう強く勧められ不審を抱いた。解約し返金してほしい。

## 処 理 概 要

販売会社宛に、未成年者契約取消通知を発信するよう助言しました。学生ローン会社に対しては、契約のいきさつとともに、親の署名ではないのでローン契約取消しをする旨伝えるよう助言しました。交渉の結果、販社との契約は取消しとなり全額返金され、それを学生ローン会社に返済しました。

## 相談室からアドバイス

学生ローン会社からの借金を食事代や日常の買い物など必要な出費に充当した場合は、その分出費を免れたので現存利益があるといえます。この場合は、未成年者でも支払う必要がある分は支払わなければなりません。しかし、通常日常的な出費と考えられない場合は、現存利益がなく返済しなくてもいいと考えられています。販売会社が返金してくれないければ、ローン会社に返済しないとの主張が可能です。

相談者の場合は販社から返金されましたが、これをローン会社に返済しないままだとお金を持つ正当な理由がなく、不当利得となってしまいます。

《成人年齢引き下げを控えて対応すべきこと》

民法の一部が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます(民法第4条)。平成34年4月1日から施行の予定です。18歳から一人で有効な契約ができ、親権に服することはなくなります。

車や賃貸アパート契約、クレジットの利用など高額な契約でも一人でできますが、取消しはできなくなります。未成年者取消権は若年消費者被害防止の最大の「防波堤」(日本弁護士連合会)でしたが、18、19歳の若者がこの「防波堤」の外に出てしまいます。

現在でも、取消権がなくなる成年=20歳になった途端に、若者のマルチ商法や情報商材、サラ金(学生ローン)関連トラブルは急増しています。法施行後は18歳の高校生がこのようなトラブルに巻き込まれることが予想されます。法施行の前に被害にあわないよう、また、あっても対応できるよう消費者教育が急務です。関連法規の見直しもされることになります。

なお、現段階で18歳に変わるのは10年用の一般旅券取得、帰化の要件、人権擁護委員資格等、20歳が維持されるものは、飲酒、喫煙、競輪競馬等、改正不要なものは国民年金資格、大型・中型免許等(道路交通法)などです。

相談業務の中で、20歳のままでいいもの、18歳になるものなどの見極めが必要となります。法の施行を待たずに「成年年齢引き下げ」による消費者トラブルや消費者被害と被害が拡大する可能性もあります。相談を受けたとき、その場で民法上の取消権、消費者に成年年齢引き下げにかかわる情報提供や自覚を促すなど、被害防止も視野に入れた適切な助言をする必要があるでしょう。